

平成 23 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 23 年 12 月 8 日 開会

平成 23 年 12 月 16 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	3
議第49号（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第50号（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）	15
議第52号（提案説明・質疑・討論・採決）	16
議第53号（提案説明・質疑・委員会付託）	17
散会	20

12月16日

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	23
諸般の報告	23
一般質問	23
8番 森島光明議員	23
9番 森島正司議員	25
2番 浅野常夫議員	36

議案上程	39
議第49号及び議第50号並びに議第53号（委員長報告・質疑・討論・採決）	40
閉会	46
会議録署名議員	47

平成23年12月8日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成23年12月8日

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案上程
日程第 5 町長提案説明
日程第 6 議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 7 議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 8 議第51号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議第52号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について
日程第10 議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第10までの各事件

○出席議員（9名）

1 番	上 野 賢 二	2 番	浅 野 常 夫
3 番	高 橋 愛 子	4 番	小 寺 強
5 番	浅 野 利 通	6 番	田 中 政 治
7 番	北 島 登	8 番	森 島 光 明
9 番	森 島 正 司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野 隆 之	教 育 長	森 島 昭 道
参 事 兼 会 計 管 理 者	中 島 修	調 整 監	尾 崎 敏 美
税 務 課 長	田 中 実	経 営 戦 略 課 長	荒 川 浩
福 祉 課 長	加 藤 智 治	住 民 課 長	兒 玉 隆

産業課長 岩津英雄

建設課長 加納孝和

教育課長 森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成23年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定によって議長において、1番 上野賢二君、6番 田中政治君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月16日までの9日間とすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成23年度10月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本年もいよいよ押し詰まり、多事多端のことと存じますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成23年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、う年は歴史的な大災害、事件・事故の当たり年と言われておりますが、今年1年を振り返りますと、我が国では東北地方太平洋沖地震が発生し、加えて東京電力福島第一原子力発電所等の事件・事故が被害を深刻化させております。また、近くでは三重県において台風16号における大規模な土砂災害、水害が発生いたしました。本当に日本にとって大変な1年であったと思います。

しかしながら、日本の過去の災害史を振り返りますと、安政の大地震、浅間山大噴火等の大災害が起きておりますけれども、その都度、国民はお互いに励まし合い、助け合い、立ち上がってまいりました。それこそ日本社会の底力である誇るべき言葉でございますが、「きずな」があるだろうと、そんなふうに思います。

報道はあまり大きくされておられません、海外の有識者、エコノミストの間では、震災からの復興に関し、東北地方の生産拠点が驚異の短期間で生産再開を果たしたことに對し、その対応のあり方に多大の関心を寄せておりますし、夏場の電力不足に対する計画停電、節電対策に国民の皆さんが協力し、国難とも言える事態を乗り切ったことに對しても日本国民に賛辞が寄せられております。

さて、国政は9月に野田新体制が構築され、始動を開始いたしました。衆・参両院でのねじれが相変わらず政争に拍車をかけ、国論の統一がなかなか果たせておりません。消費税の増税、TPPへの参加等、大きな課題を抱え、内政・外交ともに方向感がいまだ定まらない状況が続いております。

9月の議会でも申し上げました、東北大震災に係る被災者への復旧支援対策、被災地の復旧・復興計画がいまだ具体的に進まない状況の中、ようやく国の第3次補正が可決されました。今後は、復興関連法案の速やかな成立を願うものであります。今こそ政治がはっきりとしたリーダーシップを示し、震災復興への道筋を明らかにしていくべきときであろうと考えております。それが真の意味での政治主導だと私は考えております。

一方、経済状況も、欧州経済危機による世界経済を巻き込んだ不良債権、為替問題等に伴い、ドル、ユーロともに不安定な動きをし、日本の企業も、これから回復という時期に円高に直面し、さらに日本企業の多くの生産拠点を有するタイの洪水に伴う、企業が大打撃を受ける形になってしまっております。今後の日本の経済状況はどうなるので

ありでしょうか。

それをうかがわせる次のような日銀総裁の言葉がございます。「日本経済の先行きを展望すると、当面は海外経済の減速や円高等の影響を受けることもあり、震災以降の迅速な回復過程に比べ、成長のペースは緩やかなものになる。一方、欧州ソブリン問題は、財政赤字から始まった問題ではあるが、その影響は、金融システムを通じて欧州の実体経済にも広がり始めている。そして、経済が悪化すれば、問題の出発点でもあった欧州の財政立て直しもさらに難しくなります。これは財政と金融システム、実体経済の間で負の相乗作用がさらに強まるリスクをはらんだ問題であり、ここから抜け出すのは容易ではないと認識をしておく必要がある」。日本の財政状況では、日本の金融政策の限界にも触れ、「現在の安定した状況を維持するには、デフレ脱却のため成長力の強化が欠かせない。また、財政再建も急務であると認識している」と、このような日銀総裁の発言からしても、日本経済は予断を許さない状況が今後も続くと考えております。

このような状況の中、この1年の出来事は、直接・間接に輪之内町の行財政運営にとって喫緊の課題を顕在化させたものと考えております。特に町民の皆さんの安全・安心の確保が最優先の課題であることに、もはや異論があるはずはないと考えております。真に住んでよかったと思えるまちづくりに向け、今後も適切に輪之内町の行財政運営を行ってまいります。

それでは、本日提出させていただきます議案の内容を御説明いたします。議案の内訳は、補正予算2件、条例制定・改正3件の、合計5件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

初めに、補正予算関係でございます。

議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,485万3,000円と定めるものであります。

それでは、初めに歳出補正予算について御説明を申し上げます。

全体に共通する事項として、4月及び7月の人事異動等に伴う職員と臨時職員に係る人件費の過不足額をそれぞれ該当する予算科目に計上いたしております。

続いて、その他の歳出補正について御説明をいたします。

総務費の一般管理費の負担金、補助及び交付金では、南波地区の集会場建設に当たり、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）の採択を受けることができましたので、当該補助金交付額にあわせて補正をするものであります。全額が外部資金となっております。

次に、広報費においては広報掲示板の修繕を行うもので、2件分の追加費用であります。

次に文書費においては、県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活

用し、現在、作業委託をしておるところですが、文書整理業務において当初見込んでいた作業件数約1万件と実際の作業見込み件数約1万3,000件に乖離が生じたので、費用を追加するものであります。

次に財産管理費においては、施設の維持管理のため、役場庁舎屋上の防水シート張りかえ工事に係る工事請負費の追加であります。

次に企画費では、町の特産品開発事業において、かねてから商品化を計画していた「黒ゴマ豆乳プリン」について支援的経費を計上したものでございます。

次に生活安全対策費においては、主要地方道羽島・養老線に高架しているコミュニケーションボードの電光表示板を修繕する費用のほか、生活交通路線維持費等の補助金を追加するものであります。

次に戸籍住民基本台帳費のうち、委託料においては、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象とすることとした住民基本台帳法の一部を改正する法律に対応するため、住民基本台帳システムや関連システムのシステム改修内容が確定したことに伴い、改修経費を追加するものであります。

次に選挙費全般については、岐阜県議会議員選挙の完了に伴い、県委託金の交付額が確定したことと各選挙の執行事務の完了による補正であります。

次に経常指定統計費においては、平成24年2月1日現在で全国的に経済センサスが実施されます。調査員6名を予定しておりますが、費用の不足が生じますので追加をするものです。

続いて、民生費の障がい者福祉費においては、平成22年度の障害者自立支援給付費等負担金の精算により、その超過交付額を国及び県に返還するための費用であります。

次に国民健康保険費においては、国民健康保険事業特別会計の歳入の補正にあわせて、一般会計でも職員給与費等繰出金を補正するものであります。

次に手当事務取扱費においては、子ども手当に係る申請や給付等の円滑な事務の執行のため、これらに係る事務経費を追加するものであります。

次に消防費のうち、非常備消防費においては、東日本大震災により事故もしくは死亡した消防団員に対する公務災害補償費の支払いが多額となったため、平成23年度限りの措置として、その掛金が1人当たり2万2,800円の追加負担となりましたので増額をするものであります。

次に防災費においては、県防災ヘリコプター連絡協議会への負担金が確定したことに伴う予算計上であります。

次に教育費のうち、プラネットプラザ管理費の工事請負費においては、アーリオンホール天井下に天ぶりしてある反響板の制御機器一式を交換するための追加であります。

次に小学校費においては、3小学校に設置してある空気清浄機の脱臭フィルターの交換、それと来年度、大藪小学校のクラス増に対応するため、学習室を特別支援教室に改

修する費用であります。

次に中学校費においては、空気清浄機13台の脱臭フィルターの交換と南舎1階の基本学級に設置しております暖房機の修繕費用であります。

最後に、保健体育総務費においては、ぎふ清流国体の準備を円滑に進めるための事務経費を追加するものであります。

続きまして、歳入補正予算について御説明をいたします。

県支出金のうち、総務費県補助金は自主運行バス運行費に対して、民生費県補助金は子ども手当の事務経費に対して、教育費県補助金はぎふ清流国体の1年前のイベントに、それぞれ県から助成金交付を受けるものであります。

次に県委託金の総務費委託金は、県議会議員選挙事務の完了に伴う減額と経済センサスに対する委託費の確定による追加であります。

寄附金については、国際調和クラブから教育の分野に対して寄附金を受けたものであり、寄附者の意向に沿うよう有効に活用してまいります。

前後しますが、諸収入につきましては、南波地区集会場建設に対する財団法人自治総合センターからの助成であります。

最後に、繰入金、繰入金、繰入金、繰入金の補正であります。歳入補正予算全体を調整するために減額をしております。

以上で、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,126万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増減を行うほか、被保険者証を平成24年度から個人カード化するための予算として53万9,000円を増額し、平成22年度分の特定健康診査等の国・県負担金の精算による返納金の不足額5,000円を増額補正することを主な内容としております。

また、歳入につきましては、歳出予算における人件費及び事務費の補正に伴い、職員給与費等繰入金を65万3,000円減額するものであります。

以上で、平成23年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、条例制定・改正関係でございます。

議第51号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、スポーツ基本法が全部改正され、公布・施行されましたので、その引用部分の改正を行うものであります。

次に、議第52号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の一部を改正する法律が改正・施行されましたので、関係条例の引用部分の改正を行うものであります。

次に、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定についてであります。これは暴力団対策法などの取り締まり法令とは趣旨が異なり、町民、事業者、関係機関などの社会全体が暴力団の排除活動を推進するための取り組みを強化することを規定し、これにより暴力団を社会のあらゆる領域から締め出して孤立化させるとともに、資金源の遮断と活動の封圧を図り、もって町民の安全で平和な生活を確保するために制定しようとするものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

日程第6、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

経営戦略課長から説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第49号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案1ページをお開きください。

議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成23年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ752万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,485万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

議案の2ページから4ページの第1表は、先ほど第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

歳出から説明させていただきます。

先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、全体に共通する事項として、4月及び7月の人事異動等に伴う各課の正規職員と臨時職員に係る人件費の過不足額をそれぞれ該当する予算科目にて計上しております。

続いて、その他の歳出補正について御説明をいたします。事項別明細書の8ページをお開きください。

款2. 項1. 目1. 一般管理費、節19. 負担金、補助及び交付金の500万円は、南波地区の集会場建設に当たり集会場施設整備事業補助金を交付するものでございます。集会場施設整備事業補助金については、既に当初予算で1,000万円を計上しておりますが、輪之内町集会場施設整備事業補助金交付要綱の第2条及び第3条の規定に基づき算定した補助金額は1,524万6,000円となります。しかしながら、第3条で上限額を1,500万円とする規定があることから、その差額の500万円を増額補正するものでございます。なお、当補助金については、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業の採択を受けることができましたので、この全額について財源充当をいたしております。

次に目3. 広報費、節11. 需用費の10万5,000円は、広報掲示板の修繕を行うもので、本通り地区からの修繕要望にこたえるほか、その他不慮の修繕要望に備える2件分でございます。

次に目4. 文書費、節13. 委託料の127万5,000円は、県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用し、現在作業委託をしている文書整理業務において当初見込んでいた作業件数1万件を見込んでおりましたが、実際の作業見込み件数は1万3,000件になるという見込みでございましたので、その乖離が生じたので費用の追加をするものでございます。

次に目7. 財産管理費、節15. 工事請負費の450万円は、庁舎の雨漏りのため、屋上の防水シートを張りかえるものでございます。施工場所と面積については、防災センターの屋上の186.7平方メートルと3階屋上のうち議場以外の部分の242平方メートル、合計428.7平方メートルでございます。

次に目9. 企画費、節11. 需用費の13万7,000円と節12. 役務費の11万6,000円は、町の施策として事業展開している特産品開発において、かねてから商品化を計画しておりました「黒ゴマ豆乳プリン」について取り組むものでございます。内容的には、シール、ポスター等の印刷代や食品検査料の支援的経費を計上したもので、これらは特産品開発業務提携の覚書に基づくものでございます。

次に目10. 生活安全対策費、節15. 工事請負費の853万7,000円は、主要地方道羽島・養老線に高架しているコミュニケーションボードの電光表示板を修繕するもの、また節19. 負担金、補助及び交付金の87万2,000円は、生活交通路線維持費等の赤字額を補てんするものでございます。先ほどの提案説明にもありましたが、コミュニケーションボードについては、今回の修繕によりまして電光掲示板をLEDパネルとすることで省電力に努めます。また、これまで交通安全意識の啓発に主として利用してまいりましたが、来年度はぎふ清流国体を控えていることから、そのウエルカムメッセージボードとして利

用するなど、幅広く利用を考えていきたいと思っております。また、生活交通路線維持費補助金等については、輸送人員の減少に伴う経常収益の減収のほか、県補助金算定の際の平均乗車密度5人未満であることによるカットが大きかったことなど、これらを要因として赤字額が増大したものを補てんするものでございます。

続いて、10ページをお開きください。款2.項3.目1.戸籍住民基本台帳費、節13.委託料の122万9,000円は、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象とすることとした住民基本台帳法の一部を改正する法律に対応するため、住民基本台帳システムや関連システムの改修経費を追加するものでございます。

次に、11ページの款2.項4.選挙費全般については、岐阜県議会議員選挙の完了に伴い、県委託金の交付額が確定し、財源補正するものと、各選挙の執行事務の完了により不用額を計上するものでございます。

次に、13ページの目2.経常指定統計費の5万1,000円は、平成24年2月1日現在で全国的に経済センサスが実施されます。当町では調査員は6名を予定しておりますが、県の指示単価が確定したことにより、調査員報酬と費用弁償について再計算したところ、不足が生じたので追加するものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。款3.項1.目2.障がい者福祉費、節23.償還金、利子及び割引料の168万9,000円は、平成22年度の障害者自立支援給付費等負担金の精算により、その超過交付額を国及び県に返還するものでございます。

次に、目5.国民健康保険費の65万3,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計の歳入補正にあわせて一般会計でも職員給与等繰出金を減額するものでございます。補正額については、人件費の不用額119万2,000円と国民健康保険被保険者証を世帯証から個人カードに変更する際の追加経費53万9,000円でございますが、その相殺額となっております。

次に、16ページの項3.目2.手当事務取扱費の53万4,000円は、子ども手当に係る申請や給付等の円滑な事務の執行のため、これらに係る事務経費を追加するものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。款8.項1.目1.非常備消防費、節19.負担金、補助及び交付金の221万2,000円は、東日本大震災により、事故もしくは死亡した消防団員に対する公務災害補償費の支払いが多額となったため、平成23年度に限りその掛金が1人当たり2万2,800円と増額になったものでございます。

次に目3.防災費の31万4,000円は、県防災ヘリコプター連絡協議会への負担金が確定したことによるものでございます。

続いて、20ページをお開きください。款9.項1.目3.プラネットプラザ管理費、節15.工事請負費178万5,000円は、アーリオンホールの屋根下に天ぶりしてある反響板の制御機械が故障し、その制御機器の交換部品が現在製造されていないということから、制御

機器一式を交換するものでございます。

次に、21ページの項2.目1.小学校管理費、節11.需用費の31万5,000円は、3小学校に設置してある全33台の空気清浄機の脱臭フィルターを交換するもの、また節15.工事請負費の66万8,000円は、来年度、大藪小学校のクラス増に対応するため、教室のやりくりとして学習室を特別支援教室に改修するものでございます。

次に22ページ、項3.目1.中学校管理費の24万円は、先ほど小学校費でも御説明をいたしました空気清浄機13台の脱臭フィルターを交換するものと、これから到来する厳冬期に備えて南舎1階の基本学級に設置してある暖房機の修繕を行うものでございます。

最後に23ページ、項6.保健体育総務費31万6,000円は、ぎふ清流国体の準備を円滑に進めるための事務経費を追加するものです。なお、ホームページについては、国体の準備と広報活動のため新規に作成いたします。このホームページでは、ボランティア登録申請書などのダウンロード機能を持たせるなど、広く大会従事者を募るための有効なツールとして活用し、町民総参加の大会運営を目指していきます。

続いて、歳入補正予算について御説明をいたします。3ページをお開きください。

款14.項2.県補助金、目1.総務費県補助金の7万4,000円は自主運行バス運行費に対して、目2.民生費県補助金の37万8,000円は子ども手当の事務経費に対して、目6.教育費県補助金の23万1,000円はぎふ清流国体の1年前イベントに対して、それぞれ県から交付を受けるものでございます。

次に項3.委託金、目1.総務費委託金の214万2,000円の減額は、県議会議員選挙事務の完了に伴う減額と経済センサスに対する委託費の確定による追加でございます。

次に、4ページの款16.項1.目2.教育費寄附金の20万円については、国際調和クラブ様から教育の分野に対して寄附を受けましたので、寄附者の意向に沿うよう有効に活用してまいります。

前後しますが、6ページの款19.項5.目5.雑入の1,500万円については、先ほど歳出の方でも申し上げましたが、南波地区集会場建設に対する町補助金に対して財団法人自治総合センターから助成を受けるものでございます。

最後に、5ページの款17.項1.目1.財政調整基金繰入金は、歳入補正予算全体を調整するため、2,126万2,000円の減額をいたしております。

以上で、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、750万円の減額補正ということですがけれども、地方交付税は8月31日に確定していると思いますけれども、幾ら地方交付税があるか。

それから、前年度の繰越金は約4億4,000万あって、現在、補正を含めて計上されているのは2億9,000万ほどというふうに思っておりますけれども、要するにそれ以外の留保資金がどのくらいあるのか、それを今後どのように有効利用していくかということをお伺いしたいと思います。

それともう1点、人事異動に伴う人件費の増減がありますけれども、この人件費の給与の増減を見ますと、約1,000万円以上が減額になっているわけですがけれども、どのような異動内容になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

今年度の普通交付税の額のお尋ねでございますが、8億9,596万5,000円で、8月5日付で交付決定をいただいております。

また、現在の留保額は幾らかということでございますが、現在の留保額は1億4,740万7,000円でございます。

あと、昨年度の決算にかんがみまして、この留保額等の有効利用の方法はということでございますが、先ほど申し上げましたように、普通交付税も当初予算額から約1億5,600万円の増となっておりますが、今後、緊急的な大きな事業が発生した場合などの補正予算として充て込む予定でございます。もし、そういった事業がなければ、3月の補正予算のときに財政調整基金に積むとか、あるいは繰り上げ償還金に充てるなど、来年度の予算を見据えながら、持続可能な財政運営を目指して最終的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

人件費の減額につきましては、当初、1月1日現在で予算立てを行っております、その際に基づく減額でございます。また、委員会で人的な配置については報告させていただきます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第49号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第7、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明申し上げます。お手元の議案集の5ページをお願いいたします。

議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、平成23年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,126万7,000円と定める。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の6ページ、それから7ページにつきましては、記載のとおりでございますので御説明は省略させていただきます、事項別明細書の方で説明をさせていただきます。

事項別明細書の歳出の部分から説明をさせていただきますので、4ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の款1.総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますけれども、こちらの方は、先ほど来、町長の提案説明等がございましたとおり、人事異動に伴います、給与のそれぞれの増減でございます。

5ページをお願いいたします。款1.総務費、項2.徴税費、目1の賦課徴収費でございますけれども、こちらの方で被保険者証の作成に係る予算を計上しておりまして、次回

の被保険者証の更新が平成24年4月でございますので、その24年4月から、今までは世帯票でございましたけれども、それを被保険者ごとの個人カード化するという事で、その準備のための費用を追加して計上するものでございます。消耗品費につきましては、今回は紙で作成する予定をしておりますけれども、その用紙代等で36万8,000円、それから委託料につきましては、情報センターの方でシステムの変更等、あるいは新たな委託が発生しますので17万1,000円を増額させていただきたいというものでございます。

6ページの款10の諸支出金の項1.償還金及び還付加算金の目3の償還金でございますけれども、こちらの方は平成22年度に特定健康診査等負担金として国及び県から負担金をいただいておりますけれども、そちらの方の精算を行いました結果、返還金が生じたので、その不足する分につきまして、国と県合わせて5,000円増額をお願いするものでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、予備費の補正でございますが、先ほどの国・県への償還金5,000円の増額の財源につきまして、歳入におきましてその財源を求めることができませんので、この予備費を減額することによって調整をするということでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げますので、3ページをごらんいただきたいと存じます。

款9.繰入金、項1.他会計繰入金、目1.一般会計繰入金でございますけれども、こちらの方は人件費の増減、それから被保険者証をカード化するための費用を差し引きいたしまして65万3,000円の減額になりますので、事務費、人件費に相当する一般会計からの繰入金を65万3,000円減額させていただきたいということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第8、議第51号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議第51号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年12月8日提出、輪之内町長。

9ページをお願いいたします。輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則、この条例は、平成24年1月1日から施行する。

今回の改正でございますが、スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布されまして、8月24日付で施行されました。この法律の中で体育指導委員がスポーツ推進委員に名称の変更がなされましたので、これに伴い、改正をするものでございます。

どうか御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第51号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第9、議第52号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の10ページをお開きください。

議第52号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年12月8日提出、輪之内町長。

11ページをお願いいたします。輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例。

今回の一部改正では、関係する条例三つを一部改正いたしております。

第1条では、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めると、繰り下げをいたしております。

第2条の輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するというので、引用部分を先ほどの第1条と同じく繰り下げを行っております。

第3条の輪之内町児童デイサービス施設設置条例の一部を次のように改正するというので、これにつきましても、関係条文中、一部を繰り下げを行っております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきます。

今回の改正でございますが、国において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、今回、整備法の施行に伴いまして、障害者自立支援法の改正がございました。これによりまして、同法第5条第4項として同行援護

の定義の規定が追加されたため、項の繰り下げが必要となり、引用部分の改正を行ったものでございます。

どうか御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第52号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第10、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定について。輪之内町暴力団排除条例を次のように定めるものとする。平成23年12月8日提出、輪之内町長。

今回の条例制定の趣旨につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。今回のこの条例につきましては、12条から成り立っております。

それでは、13ページをお願いいたします。輪之内町暴力団排除条例。

第1条におきましては目的を規定いたしておりまして、条例の内容を要約するとともに、その目的を規定いたしております。

第2条につきましては、この条例における用語の定義を規定いたしております。

第3条につきましては、輪之内町から暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定をいたしております。

14ページをお願いいたします。第4条では、町の責務といたしまして、町民等の協力を得ることと、それから岐阜県暴力追放運動推進センターと連携を図ることによりまして暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定いたしております。

第5条では、暴力団の排除を推進していくための町民等の取り組み方及び町が実施いたします施策の協力や情報提供等、町民等の責務を規定いたしております。

第6条では、町が実施いたします事務または事業が暴力団を利することとならないように、町が行うべき措置について規定をいたしております。

第7条では、公共施設において暴力団による義理かけ行事、あるいは各種興行等が開催されることを阻止し、暴力団の資金源の封圧等を図る観点から、各種公共施設を暴力団員等に利用させないための必要な措置を規定いたしております。

第8条では、町民等が暴力団事務所の撤去運動、暴力団の排除活動を実施する場合などにおける情報の提供など、その他の必要な支援を行うこと及び関係者の安全を確保することを規定いたしております。

第9条では、青少年の暴力団への加入及び暴力団犯罪からの被害を防止しまして青少年の健全育成を図るため、町民等が社会の中で青少年に講ずべき措置を規定いたしております。

第10条では、町民及び事業者が暴力団員等、または暴力団員等が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与を禁止することを規定したものでございます。

第11条では、各種行事から暴力団を排除するため、行事主催者の取り組みを規定したものでございます。

16ページでございますが、第12条では、条例に規定されている事項、その他施行に必要な事項がある場合、町長が定めることについて規定をいたしております。

この条例は、公布の日から施行いたします。

適切なる御審議をお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細については、これは委員会付託がされると思いますので、委員会の方でまたお伺いしたいと思いますけれども、基本的なこととして、今、この暴力団排除条例が必要となっている社会的な背景というものを、現在どうなっているかということをお説明願いたいと思います。

それと、この暴力団というのが現在どのくらい、この近辺にあるのかどうか、あるいは、暴力団員がどのくらい人数としているのかどうか、このようなことを今わかっている範囲内で御説明願いたいと思います。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

この排除条例の制定経緯でございますが、最初に、2004年6月に広島県と広島市が条例で公営住宅の入居資格につきまして、「本人とその同居親族が暴力団対策法に規定する暴力団員でないこと」を規定いたしました。暴力団排除の規定がされた条例はこれが初めてでございます。これから順次、岐阜県も制定をいたしまして、今、全国の全部の都道府県が制定をいたしております。

県内では、この前、新聞に載りましたように、当町と瑞穂市がこの条例につきまして、今12月議会に上程をしているというような状況でございます。

それから、暴力団の状況等でございますが、情勢ということでお話をさせていただきますと、全国では暴力団は約7万8,600人、構成員は約3万6,000人、それから周辺者が約4万2,600人となっております。この暴力団の約半数が山口組の勢力というふうになっております。

県内ということでお話をさせていただきますと、勢力といたしまして1,300人、構成員は500人、周辺者は800人となっております。

今、暴力団の情勢をお話しさせていただきましたが、これらの趣旨をかんがみまして、岐阜県ではこの4月1日から岐阜県暴力団排除条例が施行されたということでございます。

ただいまの資料は岐阜県警察本部の資料でございます。

以上でお答えいたします。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第53号については、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにします。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって12月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号、議第50号、議第53号については、12月15日までに審査を終了するように期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、12月16日に委員長報告をお願いします。

○議長（北島 登君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前10時03分 散会）

平成23年12月 8 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第 9 日目

平成23年12月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成23年第4回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第4 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足 利 恵 信

議会事務局 西 脇 愛 美

(午前 8 時 59 分 開議)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 23 年第 4 回定例輪之内町議会第 9 日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 49 号、議第 50 号及び議第 53 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 49 号、議第 50 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までといたします。

8 番 森島光明君。

○8 番（森島光明君）

おはようございます。

登下校時の管理体制についてお伺いいたします。

近年、下校途中の児童が不審者に後ろをつけられたり、傷つけられる、また女子高生が殺害されるといった事件が起きており、児童・生徒を取り巻く環境が大変悪くなっております。

当町では、登下校時の安全・安心を確保するため、老人クラブの見守り隊や啓発車両による巡回が行われておりますが、管理体制についてのお考えと、そうした被害を未然に防ぐために、保護者や地域の協力にあわせ防災行政無線を活用して啓発を行うことはできないのか、見解をお伺いいたします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島光明議員の御質問にお答えいたします。

今、登下校の管理体制について議員の現状認識と、それに基づく貴重な御意見をちょうだいしました。

今現在の状況を話させていただきますと、町内の全小・中学校においては、毎月2回、職員による登校指導を行っております。また、PTAの組織で登下校の様子を見守る活動もしております。さらに、各校の生徒指導主事が全校の集会時に交通安全や不審者に出会わないようにまとまって下校すること、不審者に遭ったら、近くの人や「子ども110番の家」に助けを求めることなどを指導しております。

教育委員会においては、青色の回転灯搭載車両にてスクールガード・リーダーが週2回、地域内を定期的に巡回し、児童・生徒の安全確保を図っておるところであります。

地域では見守り隊の方に大変お世話になり、下校時に一緒に歩いていただいたり、外へ出て子供たちが安全に下校できるように見守っていただいたりしておるところであります。

各小・中学校においては、不審者が出た場合など緊急を要するときには、緊急メールシステムを使って保護者へ状況を知らせる体制が整っております。また、3小学校では、緊急時の保護者への引き渡し訓練も実施しておるところであります。

気象災害等の休校や授業打ち切りに対する下校のお知らせ等についても、防災無線で広く町民の皆様にご存知いただくことで、児童・生徒の安全により御協力いただくようにしておるところであります。

このように、現在では教育委員会、学校、家庭、地域が連携をとり、児童・生徒の安全な登下校ができるように取り組んでおるところであります。

また、児童・生徒の安全な登下校の管理体制において防災無線で行う各種情報の提供は、町民の皆さんに周知を図るという意味で、児童・生徒の安全な登下校確保のための有効な手段と考えております。

今後、教育委員会、学校、家庭、地域が連携を一層密にして、防災無線をさらに活用しつつ、児童・生徒の安全な登下校ができるように取り組んでまいることとしております。よろしく御理解をちょうだいしたいと思います。

(8番議員挙手)

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

大変前向きな御答弁をいただきましてありがたいわけですが、余談になるかもしれませんが、3年ほど前、町内で女子高生が自転車で帰宅途中に、友達と別れた後で不審車両につけられた、こんなことがありまして、その子は、たまたま住宅地へ逃げ込んだというようなことを聞きました。その後、その御家庭では家族の方が毎日送り迎えをされたというようなことを聞いたわけですが、その後で、以前私は教育委員会へ、子供たちが帰るころに防災無線で啓発することはできないかということをお願いしたこともございますが、その後、そのままになっておりますので、そうしたことをやることによって、

畑とか家に見える方がちょっと見ておってやろうかと気づかれることもあるし、そういった事件の抑止にもつながるかと思しますので、これから前向きに、ひとつ御検討願いたいと思います。

それと、先日報じられたように、福島原発事故の後、遠く離れた小学校でも高濃度の放射能が検出されたということがございますが、登下校だけでなく、学校内、あるいは給食についても、これから危機管理体制を整えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（北島 登君）

教育課長。

○教育課長（森島秀彦君）

森島議員さんから大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。先ほど言われましたように、登下校に対しても前向きに考えていきたいと思ひますし、学校給食等の危機管理体制においても、御意見のとおり、しっかりやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（北島 登君）

次に、9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

まず、輪之内町の第5次総合計画についてお尋ねいたします。

第5次総合計画につきましては、今議会で議決される予定でしたが、地方自治法改正を理由に議会での議論がないまま決定されてしまいました。なぜ議会の議決が必要なくなったのか、私には理解できません。町長はどのように理解しておられるのでしょうか。

そこで、今回策定された総合計画について、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、総合計画の形態についてであります。

町長は9月議会での答弁で、総合計画とは行政が執行すべき政策の体系化であり、政策全体についての町民、議会、首長、職員間の認識の共有であると言われました。この観点から見ると、今回の総合計画は、全体で400ページ以上にもなる膨大な文書で、私たち議員でさえ全体に目を通して理解することは困難であります。これを多くの町民の方々と認識を共有することは不可能に近いのではないのでしょうか。

パブリックコメントを募集したものの、応募はゼロだったことにもそのことがあらわれていると思ひます。これでは多くの町民の意見を反映できず、まちづくり基本条例にも反すると思ひます。

私は、審議会において記述の重複箇所の削除や、総合計画として掲げる必要のない事項の削除、関連事項の統一的記載など、簡略化してわかりやすい表現にするよう提案いたしました。しかし、これは受け入れられませんでした。

町長は、総合計画の政策全体について、どのように町民と認識の共有を図っていこうとしておられるのか、お聞かせください。

総合計画の中の土地利用構想についてお伺いします。

5次総では、当町は全域が農業振興地域にされており、そこに広がる優良な農地は住民に潤いと安らぎを提供しているとして、優良農地の保全と無秩序な市街化を抑制するとしています。しかし、その前段階で、住居系、商業系、工業系等としてゾーニング指定し、農地以外利用を誘導しております。

農振地域の特定地域をゾーニングしておきながら、農地以外利用への誘導と優良農地の保全とは明らかに矛盾していると思います。町長は優良農地の保全をどのように進めていこうとしておられるのか、説明してください。

平成19年における耕地総面積は1,191ヘクタールとされていますが、目標年度の耕地面積は何ヘクタールになるのか。輪之内町都市計画マスタープランの住居系、商業系、工業系ゾーニング指定区域内の耕地面積は、それぞれ何ヘクタールになっているのでしょうか。

次に、農業振興策についてお伺いします。

日本の農業は、これまでの自民党農政のもと、衰退の一途をたどってきました。そして、今、民主党政権のTPP参加表明でさらに衰退させられようとしております。このような状況下で、5次総では農業算出額を14億7,000万円から、目標年度の平成33年度には15億円へと、わずかに引き上げる目標を示しております。しかし、1営農団体当たり換算すると、8,650万円から7,500万円に低下する目標となっております。この目標値は、農家1戸当たりの所得に換算するとどのくらいになるのか、お尋ねいたします。

町長は、TPP参加について反対の立場をとっておられませんか。この数値はTPP参加を前提にしているのでしょうか。そうでないとしたら、TPPに参加した場合、どうなるのか、町長の具体的な農業振興策をお聞かせください。

次に、福井県の原発事故対応についてお尋ねいたします。

原発の安全神話は、完全に崩れ去りました。福井県に巨大地震が起きないとは断定できません。また、原発は、地震がなければ絶対安全というものでもありません。想定外の事故で放射能が空中に放出されることも考慮しなければなりません。最近になって放射性セシウムが被災地産の玄米からも、赤ちゃん用の粉ミルクからも検出されたことが明らかになりました。

もし、福井県で原発事故が発生した場合、その被害ははかり知れません。我が町の被害をどのように想定されているのか、その対策は検討されているのでしょうか。

また、町として関係機関に対し、一刻も早い原発の廃止を要請していただきたいと思っております。町長の見解をお聞かせください。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

1点目の輪之内町第5次総合計画についてでございますが、幾つかの御質問をいただきました。

まず第1点目、議会の議決を経ないことについてであります。これについては既に議会全員協議会の席上で御説明申し上げたとおりであります。去る8月1日付で地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務づけを撤廃する地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことによるものでございます。

具体的には、改正前の同法第2条第4項では、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定をされておりましたけれども、改正では、この市町村基本構想の策定義務自体が撤廃されております。この地方分権推進計画では、地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体がみずからの判断と責任において行政を運営することを促進するという基本理念に基づくものであります。そういう意味での改正であります。

今回の地方自治法改正で、そういう意味で市町村の基本構想の策定自体の義務が撤廃されたわけですが、町といたしましては、町の総合計画は行政運営の指針として最高位の計画と位置づけておりますので、今までどおり、基本構想及び基本計画という体系を維持していく予定であります。

地方分権改革推進計画の趣旨にのっとり、みずからの判断と責任において行政を運営すべきものであること、また議会選出の委員として4名の議員の皆さんに総合計画審議会に参加を要請し、御審議をいただいていることなど、総合的に判断させていただきまして、議会へは先般の全員協議会にて説明をさせていただくということで決定をいたしましたところでございます。

次に、今回の総合計画の文書量は膨大で、多くの町民の方々と認識を共有するのは困難ではないかと、どのように町民と認識の共有を図っていくのかというお尋ねでございますが、総合計画における基本構想のダイジェスト版を作成し、町内全世帯に配布を予定しております。これにより、町行政の運営指針の周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、土地利用構想における優良農地の保全と農業振興地域内における農地以外の利用への誘導は矛盾しているのではないかと、そんな御意見をお持ちのようでございますが、総合計画に掲げる優良農地の保全においては、現在においても住・工・商の土地利用面積は増加傾向にあることから、住・工の新たな混在や点在を抑制すべく、計画的な土地利用を進めるとともに、今後、農業就業者の高齢化や農業経営の厳しさなどにより耕作放棄が予想されることから、農地等を開発する場合に無秩序な開発により、農地の分断

化、もしくは虫食いの的に宅地化が進む、いわゆる農地のスプロール化を抑制することを掲げております。

そういった農地の宅地化をできるだけ企業誘致事業等で集約し、既存の農地を耕作しやすい優良農地として保全するとともに、町内において働く場を提供することにより、雇用の創出を図ろうという意図のものでございます。

次に、目標年度の耕地面積は何ヘクタールになるのか、輪之内町マスタープランの住居系、商業系、工業系ゾーニング指定区域内での面積はそれぞれ何ヘクタールになっているのか、そんなお尋ねであります。現在策定中の輪之内町都市計画マスタープランにおける土地利用フレームにおいては、これはあくまで現在の状況からのトレンドで算出した平成32年の必要面積の推計値であります。住居系は、新たに約17ヘクタールを必要とし、181.6ヘクタール、商業系は、新たに約8ヘクタールを必要とし、38.3ヘクタール、工業系は、新たに約60ヘクタールを必要とし、123.2ヘクタールがそれぞれ必要面積と推計しており、平成19年度の農地の総耕地面積1,191ヘクタールは、差し引きすると1,106ヘクタールになると推計をいたしております。数字的には以上でございます。

次に農業振興策について、この目標で経費を差し引いた農家1戸当たりの所得はどのようになるのかというお尋ねであります。まずお断りしておきたいのは、いわゆる農業産出額は、米、野菜、果実、畜産を網羅した農業生産活動全般による最終生産額の総産出額でありますから、単純に集落営農組織数で除した産出との連結的な比較というのは数字として若干なじまないのかなど、そんな気を感じております。

そこで、お尋ねの農家1戸当たりの所得ということですが、私どもの試算では、総農家数は減少傾向にあるものの、この農家を集団営農組織に吸収することにより、農家1戸当たりの耕作面積が大きくなること、また農業における所得率も減少傾向にあるわけですが、集団化によって低コスト化が図られると推測をしており、1戸当たりの農業所得額は現在の水準を維持できるものと、そんなふう考えております。

次にT P P関連の御質問で、この数値はT P Pの参加を前提としているのかというお尋ねであります。この数値を掲げた時点では、日本はT P Pへの参加を表明しておりませんでした。ですから、T P Pへの参加を前提としたものではございません。

また、参加した場合はどうなるのかということでございます。これについては、いろんな情報もございまして、関係当事者間でも各国の思惑も食い違っておりまして、現在の状況を幾ら分析しようとしても、そもそも日本政府の交渉参加のスキームについての立ち位置自体が明らかになっていない状況でありますから、ここではそういう前提についての不透明な段階でのT P Pに対する見解というのは差し控えていきたいなど、そんなふうに思います。どうか御理解をお願いします。

それから農業振興策については、総合計画の基本計画にも掲げさせていただいており

ますけれども、担い手や後継者を育成、確保し、経営の規模拡大等に対応できる集落営農組織の拡大、法人化等による農業者の経営体質の強化を図るほか、基幹作物を中心に品質向上と安定出荷を確立することにより、さらなる付加価値の高いブランドの育成を目指してまいりたいと考えております。

以上で、第1点目の御質問の答弁といたします。

次に、2点目の福井県原発事故対応についてのお尋ねでございます。

未曾有の大震災と同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故から、約9ヶ月が経過いたしました。いまだ行方不明の方々が多数おられる、この状況をかんがみますと、被災地において穏やかな日々をお過ごしいただけるのはまだまだ先のことと、そんな意味で年末を迎えた被災者の方々の心中は、察するに余りがあるわけでございます。私どもも、心を同じくしながら復興に取り組んでいかねばいけないのかなと、そんな思いをしております。

さて、東北地方において、スピードはともかく、復旧・復興が進められている中ではありますが、各地においては、御質問のとおり、放射能汚染や放射性物質の検出などがメディア等で取り上げられておりますし、健康被害等、心配な事例も見受けられます。安全・安心第一という意味では、これからも留意していかなければならない基本的な項目の一つであると、そんなふうに思っております。

さて、輪之内町から一番近い原子力発電所といたしますと、約80キロのところにあります福井県の敦賀発電所です。敦賀発電所で原発事故が発生した場合の被害想定及びその対策ということではありますが、福島第一原子力発電所事故のときの事故対応の状況から判断いたしますと、当町においても、まずは町民の避難が最初に重要であろうというのが基本的な認識であります。しかしながら、予想されるといいますか、想定外といいますか、言葉はともかくとして、発生するその事故の程度等によってケース・バイ・ケースでの対応になるのかなと、そんなふうに考えております。

現行の仕組みで言えば、原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づいて、避難の勧告、指示、その他の緊急事態応急対策等の指示を行うことになるわけでありまして。ここで一番重要なのは、迅速な情報の開示であります。時間が経過すれば重大な被害につながると考えております。

一たん原子力災害が起きますと広域災害ということになるわけですが、被害の想定については、まだ岐阜県はその想定内容について示しておりませんが、今後、いろんなデータ分析等をされてその想定を示していただけるものと思います。それに基づいて対応していくことになるかと、そんなふうに思っております。

今後の対策であります。県の防災計画においても原子力災害の項目も追記されておりますので、当町においてもその対策を防災計画の中に盛り込んでまいることとしております。

今回の原発事故に関して専門家による検証がなされております。マスコミ報道を踏まえて言うならば、相当な甘さというのが一部に見受けられたのかと、そんなことが言われておるようでございます。それらも踏まえて原発事故に対する有効な対応策が示されてくるものと思われまます。それらを踏まえた上で、町としてより具体的な対策を検討してまいります。

また、原発の廃止の要請ということについての御意見であります。以上いろいろなまだ検証結果も済んでおりませんし、そういったものの全体像を踏まえながら、国の動向等も踏まえて、輪之内町としてどうあるべきかというものを検討していく必要があると、検討の必要があるという意味では質問者の方との認識の共有は図られているものと、そんなふうに思っております。

以上で、森島正司議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(北島 登君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

総合計画が議決事項でなくなったことについては、法律でそういうふうに改正された、国の意向はどうか知りませんが、いずれにしても、それがなくなった。しかし、町としては最高の計画としての位置づけとして扱っていくというようなことを言われまして、大変結構なことだというふうに思っております。それで、議会での議決じゃなくても、いろいろと議会とも協議しながら進めていくというふうなふうに受けとめました。それはそれで結構かと思えます。

あと、ダイジェスト版をつくって町民にお知らせしていくということでございますけれども、もちろんこれは当然必要なことですが、せっかくなつく膨大な資料がなかなか目につきにくい。今、インターネットで私は見ているんですけども、インターネットにも載っていない、ホームページにも入っていないということもあって、これだけ膨大なものだからできないのかもしれないけれども、私、ずうっと目を通したんですけども、審議会の中でも申し上げましたけれども、かなり重複箇所があったり、総合計画に書かなくてもいいんじゃないかというようなことも何点かあった。いろいろたくさん書いてあるから、かえってわかりにくくなってしまいうようなこともあるかと思っておりますので、その辺を要約したものがダイジェスト版として発行されて、各町民の方に配布されていくものというふうに思っておりますので、ぜひわかりやすいものにしていただきたいと思います。

それと重要なことは、総合計画をつくるに当たって、町民の声、要望をいかに取り入れていくかということが大事なことだというふうに私は以前から思っておったわけでありまます。

まちづくり基本条例におきましても、町民の参画ということが盛んに強調されていた。しかし、今回の総合計画には公募委員の募集ということくらいで、町民からの意見というのは余り反映されていないというふうに思えてしょうがない。アンケートの結果を見ましても、その回収率が3割台と非常に低い。

したがって、今後、こういう町民の参画ということをどのように進めていくのか。その中で、今回策定された5次総が町民の意向とずれているような場合は、やはりまたこれの修正ということもあり得るのではないかというふうなことを思うわけですが、そういうことも含めて今後どのように実施に当たって進めていこうとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから土地利用構想につきまして、今回の5次総で最も特徴的なことは、今までになかったゾーニング指定をしたこと。先ほど言いましたように、工業系、商業系、あるいは住居系というふうなゾーニング指定をしているということです。結局、農地以外へ誘導しているのではないかというふうに思えて仕方がない。その根本にあるのは企業誘致である。しかし、企業誘致というのは町の財源確保の重要な手段になっているかと思えますけれども、財源確保というのは総合計画においては2次的なものであって、本来、住民の福祉向上、そのために財源がないから財源確保のために企業誘致だということになると思いますが、今回の総合計画で見ると、どういう福祉を充実するのかという、そういったところが今までの総合計画との違いの中では出てこない。土地の非農地化のことは明確になっているけれども、福祉の向上というところが明確になっていないというふうに私は思っております。

そういう中で、先ほど言いましたけれども、今後の中で総合計画の実行について、町民からのさまざまな要望を実現するために、そういったことも含めて、どういうまちづくりをしていくのかということを中心に深めていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、そういったことも含めながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

農地がどんどん少なくなっていく、この中で農業経営はどうなっていくのかということになってくるわけですが、この農業は、T P Pに参加すれば、ますます生産コストの面で対外的に競争できなくなってくる、このようなときに、これでいいのかどうか。

町長は、今、T P Pの影響については見解を差し控えると言われましたけれども、T P Pが導入されれば、輪之内の農業はプラスの影響は全くない。マイナスの影響こそあれ、プラスの影響はないわけですから、そのところでT P P反対の立場を明確にしないことには農業の振興ということはあるまいかというふうに私は思っておりますけれども、そういった観点で町長のT P Pに対する考え方というものを明らかにしていただいて、T P P反対ということを確認していくべきではないかというふうに思うわけですが、

ども、その辺の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

それから原子力に関しましては、まだ県の方では対策が打ち出されていない、方針が出ていないということで、町としても今の段階では何も対策がとれないというような御答弁だったと思いますけれども、敦賀原発から80キロと言われましたが、80キロ離れているから安全というものでは決してない。風向きによって80キロでも100キロでも放射能は飛散します。このあたりは伊吹おろしによって福井県の方の風がこちらに吹いてくるということを考えますと、このあたりというのは非常に危険な地域だというふうに私は思っております。

そういった観点から、さまざまなモニタリングポストとか、そういう放射能の測定装置、そういったことも設置するよう県の方にも働きかけていただくとか、そういった努力も必要ではないか。県の対策待ちではなく、町の方から進んでそうした要望などをしていただきたい。そして、同時に、原発に頼らないエネルギー政策の推進ということで、原発を一刻も早く廃止するよう、関西電力、あるいは中部電力、国・県に対して要望するよう、改めてお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つか再質問いただきました。まず、総括的な部分でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、総合計画の関係でございますけれども、町民の御意見の集約ということについて、まだまだやれる方法があるんじゃないかという趣旨だったと思います。当然のことながら、まちづくり基本条例というものをつくって、皆さんの情報をいただきながら意思決定をしていくという、そのスタイルについていささかもぶれてはいないつもりでございますが、今の御意見は素直に受けとめて、どうしていくのがより適切なのかということについては今後も研さんを重ねてまいりたいと、そんなふうに考えております。

なお、総合計画の位置づけについての御理解はいただけたと思っておりますけれども、であればこそ、今後、いろいろ進捗管理していく中で、いろんな課題、問題点というのが出てくるわけでありますから、それらを、言ってみれば進捗管理する手順の中で取り組むべきものは取り組めばいいのではと。そのために、今回の計画というのは進捗管理をよりやりやすくするための仕組みをつくっていると、そんなふうに思っておりますので、その辺についての今後の展開を注目していただくということも必要かなと思っております。

ただ、総合計画というものは、何らかの風に左右されてあっちへ行ったりこっちへ行ったりするものでありませんので、大きなトレンドをきちっと踏まえながら、その中で対応をさせていただくということであろうと思っております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんの心に沿う形の中で総合計画というのは動い

ていかなければこの地域のためにもなりませんから、そういうことは心にとめながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、土地利用について農地以外の誘導を図ること、そちらの方がより主目的になってしまって、肝心の総合計画が目指している住民福祉のあり方についてどうなのかというようなお尋ねをいただきました。同じ文書の中で、私どもは決してそういうふうに考えておりませんし、計画をつくるのも、それから実行するのも、すべては住民の福祉のためにやっておるつもりでございますけれども、明らかにすべき部分はどこなのかという意味で今までとは違う表記になったことは御理解をいただきたいと思っております。

ただ、農地以外への誘導ということについては、我が町は全域が農業振興地域であると同時に、お忘れにはなっていないと思っておりますけれども、全域都市計画の白地の地域でもありますので、その辺の調整を図りながらやっていくということに尽きるのであろうと、その中で出てきた方向性だということを御理解いただきたいと、そんなふうに思っております。

非常に今地方を取り巻く行財政は厳しい状況でございますし、中でも地方分権、もしくは地方主権と言われるものの中身は、それぞれの立場をお持ちの方、国・県・市町村の中で、実はそれぞれ利害が対立する部分もあるわけですので、それらの立場の違いから出てくる発言を総合的に網羅するということは、そんなにたやすいことではないと思っております。でも、私たちは、やっぱり基本的に基礎自治体としての立場を踏まえながら、いろんなことをやっていかなきゃならない。そういう意味で言えば、福祉をやるにしても何にしても、自分たちの歳入を確保するということが必要であろうという意味でいろんな計画をさせていただいておるところでございます。どうか御理解をお願いします。

それから、TPPに関してであります。これはいろんな意味でいろんなところでお話がされていますし、ここ二、三日の新聞を見ても、各関係しております、特にアメリカ等からの牽制球がよく投げられておるわけでありましてけれども、実際のところ、日本がTPP交渉に参加するという方向性を出すまでは言われなかったことが、参加する方向を示した途端に、あれも交渉の場にのせる、これも交渉の場にのせるということで、交渉のフレーム自体が非常にそれぞれの立場の思惑で変化の様相を見せております。そういう中で我々としてどうあるべきかと、これが一番の問題になろうと思っておりますけれども、情報のない中で安直な結論を出していくことについて、いささか私は今逡巡せざるを得ない状況でありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

いつも申し上げておることでありましてけれども、出荷額の話はともかく、この輪之内町という地域において農業が基幹産業の一つであることは間違いのない事実でありますから、その点は踏まえて今後の方向を定めていきたいと、それは間違いのないことだと思っております。

これは日本全体を見ましてもそうなのでありますけれども、例えば農業団体等と輸出産業を中心とする産業界との間でいつも取り上げられるのは、対立的時限で取り上げられておりますけれども、これは対立しておっても結論としていい方向に結びつかないだろうと、私は個人的にはそう考えております。したがって、そこをどういうふうに、いたずらに国内の対立だけに議論を集約してしまうというのはいかがなものかと、私はそう考えております。

いろいろ申し上げましたけれども、いずれにしても、国のありようとかかわってくることでありますから、慎重に考えてまいりたい。ただ、この問題を逃げるということは、多分日本の国の国政レベルの政治家、県のレベルの政治家、そして我々基礎自治体でその任にある者として、この問題を逃げるということは決してなかろうと、そんなふうにして思っております。

それから、原子力災害についてのお話がありました。確かにこれはコンパスで半円を描けば、その部分は被害がある、この部分は被害がないというたぐいのものでないことは御承知のとおりでして、皆さん認識の共有をされていることだと思っておりますので、それぞれに合った対策が必要であると思っております。

本当に非常に厳しい問題でありますし、これからまだ検討しなければならない問題、そしてその方向性が我々に与える影響というものを慎重に考える必要があると思っております。そういう意味で、もう少し慎重に考えていくことがより妥当であろうと現在のところは考えております。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、幾つか御答弁いただきました。納得できるところもたくさんありますけれども、TPPの問題につきまして、なかなか立場上、明言できないということなのかどうか分かりませんが、交渉フレームがどんどん変化してきているというようなことを言われましたけれども、TPPというのは、本来、農業だけに限らず、医療から地方自治の問題からすべて含んでいるということは最初からわかっていることであって、ただ、それを報道されていない、情報公開がされていなかっただけのことであって、実態は何も変わらない。最初からそういうふうになっているんだということは事実であって、それで輪之内町が基幹産業としての農業をどう守っていくのか、ここに町長の責任があると私は思っております。

そういった立場から、工業対農業の対立というふうにとられるのではなく、やはり町長は輪之内町の農業を守っていくという立場から、このTPPが輪之内町にとってプラスなのかマイナスなのか、マイナスになるのであれば、やはりこれは反対していくんだ

という立場を明確にさせていただきたいというふうに私は思っております。

それから原子力の問題につきましても、非常に難しい問題があるかもしれませんが、方向性として原発を廃止するんだと、原発に頼らない、そういう社会をつくっていく、そういうことを国民の声の中のこの輪之内町の声、そういう立場で輪之内町の町民のためにも、輪之内町の将来のためにも、福井県に原発があつては安心なまちづくりができない、そういう立場から原発の廃止に向けてメッセージを出させていただきたいというふうに思うわけでありまして、その辺について、再度お願いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

要約すれば2点だと思います。TPPに対する考え方、それから原子力エネルギーからの依存をどうするかと、その2点に尽きるのかなと思っておりますが、TPPに言うならば、再度確認させていただきます、これは、私は、輸出産業と農業というステレオタイプの中でとらえること自体に問題の本質を見失う何かがあるということを示し上げておるんで、最初からこの部分だけに限定しておるからTPPはいいとか悪いとかという議論をしているわけでありませぬので、そういう意味で言うなら、今、交渉の中でカードが常々何枚も何枚も出てくるという状況の中では、まだその方向性は見えないうということを示し上げておる。

TPPに関して言うなら、これは有識者の議論というのは本当に百人百様と言ってもいいくらい、あれは言ってみればどこかの国の政策そのものなんで、それにみんなが踊らされているだけだとか、TPPそのものについては、当初は強大なエコノミックパワーに対応していくため、弱小な国・地域の連携から出発したものが、いつの間にか中身がかわっているんじゃないとか、いろんな議論がされております。いろんな議論がされているということは、交渉のテーブルに着くものが何なのかということがいまだ明確になっていない部分があるということでもありますから、踏み込んで言わせていただくなれば、我々は我々の立場を十分に主張できる環境を整えていくことが大事なんだろうと思います。その環境を整えることが、賛成ということで環境が整うのか、反対を唱えることによってその環境が整うのかについて、いまだそういうことを言える段階ではないということを示し上げておる、そういう意味であることを御理解いただきたいと、そんなふうに思っています。

それから原子力災害につきましても、メッセージというお話がございました。これは言ってしまうと、できるなら脱原発エネルギーということについては、今の1億2,000万の国民というレベルで言えば、方向性においては、使わんでもいいということが許されるなら使わん方がいいわなと言っている方が、多分今の段階では多いと思います、それは。

結局のところは、この地球の中でいろんな人間活動、経済活動が行われていく中で、我々として日本の国というものを考えたときに、そこへ向かう、言ってみればスピード感覚の差が多少いろんな議論の中で出ているのかなと、そんなふうに思っております。私自身も含めて、なかなかそれに対して結論をよくなし得る状況にはないもどかしさは持っておりますけれども、それにしても、いま一つ、やっぱりきっちりとした議論の積み重ねの上に方向が見えてくるのかなと思っております。

なかなかすばつとここで、明快に右だ左だと言うのが格好はいいのかもしれませんが、問題の複雑さは、それをすばつと切れるほど単純なものではないと私自身は思っておりますので、そういう意味で自分自身の考えを今固めつつあるという、i n g の状況であるということだけ申し上げておきたいなと、そんなふうに思っております。以上であります。

○議長（北島 登君）

次に、2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言させていただきます。

商業対策について。

当町の基幹産業である商業、工業、農業の収入減は目を覆うばかりで、町民個人の収入も当然のことながら減少の一途をたどっている、相変わらず厳しい経済雇用状況が続いておりますが、町内商業対策として、町行政が購入、発注、入札する物品を現在頑張っている町内業者から購入し、町の金を町に落とすことが、現在最も適切、効果的な商業対策、また税金にもつながると思います。ぜひこの提案を実行していただきたいと思っております。町長のお考えをお聞きします。

次に、防犯灯、街路灯について。

現在、防犯灯、街路灯は、水銀灯や蛍光灯等を使用されていると思います。既に設置されている箇所がどれだけあるかも把握されていると思いますが、明るく長寿命で経済的であるLED防犯灯、街路灯を使う自治体や商店街がふえています。輪之内町も、LEDの防犯灯、街路灯にかえていく考えはありませんか。

LED製品で電気代が安くなる分だけ新規設置要望にこたえることができ、安心・安全なまちづくりにつながるのではないのでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えいたします。

1点目の商業対策についてということですが、御承知のとおり、最近、輪之

内町の商業動向にも大きな変化が起きております。小型店舗から大型店舗へと消費者の動向が推移する中で、当町に進出しておりましたマックスバリュ、メガマートともに業態の転換を迫られるなど、大型店舗間の競争も激化の一途をたどっておる状況でございます。

12月2日、御案内のとおり、旧メガマートの施設をリニューアルし、イオンのザ・ビッグがオープンし、約2週間に及ぶ消費者難民とも言える状況がようやく解消されつつあるのかなというのがきょうこのごろの状況でないかと考えております。

さて、町内の商工業者数は、平成22年度末で359人であり、そのうち約7割弱が商工会に加入しております。商業・工業の発展に尽力されておられる商工会では、それぞれの経営改善の指導、確定申告の相談はもちろんのこと、納涼ふるさとまつり、ふれあいフェスタの実施でありますとか、企業連絡協議会の運営、さらにはぎふ清流国体を控え観光委員会を立ち上げる等、誘客に努められているところであります。町といたしましては、商工会を財政的に支援し、商工業の振興、商工業者の育成を図っているのが現在の状況であります。

御質問の輪之内町における物品の購入、発注等の扱いについてであります。例えば事務用品等は指定物品として、町の契約規則にのっとり、入札方式で購入先を決定しております。

一方では、保育園や留守家庭教室等で提供する飲食物等は、地産地消の観点も考慮し、地元での購入も取り入れているところであります。

いずれにいたしましても、契約規則等の遵守が大前提でありますし、経費節減の原則というものもあるわけではありますが、できる限り地元での購入、発注にも配慮を怠らないようにしてまいりたいと考えております。

地元でしか使うことのできないダブルプレミアム商品券の発行事業等々、町内の商工業者の育成のために、いろんな知恵を絞りながら振興策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上で、1点目の御質問の答弁といたします。

次に、2点目の防犯灯、街路灯についてお答えをいたします。

さきに行った街路灯の悉皆調査によりますと、その数527カ所、そのうち488カ所が稼働しております。そのうち、設置後30年が経過し、老朽化が否めない状況になっているものが、およそ4割程度ということが調査により明らかになっております。

街路灯の新設・管理については、平成元年から商工会へ委託をしており、累積の設置数は248カ所という数になっております。箇所数の増加に加えて、近年の原油高による電気代の高騰等もありまして、全体の電気代は、残念ながらというか、当然のことながらというか、その代金の増加傾向に歯どめがかからない状況になってきておりまして、今年度は電気代だけで200万を超えることが予想されておりますが、これは委託料の約

6割が電気代だということになっております。こういう状況の中では、地域からの新設、あるいは更新を望む声には、なかなか十分にこたえられない状況だと考えております。

このような状況を改善するため、平成20年度から従来の独立柱を設置する方式から、電柱に共架する方法も取り入れております。また、電灯も水銀灯からLEDに取りかえて、これについては、一昨年からこれまでに計21ヵ所を設置したところでございます。

お話にもございましたが、LEDの電気代は従来の水銀灯に比べて約3分の1ほどになっており、LED自体の特性からしても、器具の長寿命化にもつながるものであらうと、そんなふうを考えております。

これからも街路灯については、ますます新設や更新を望む声が大きくなってくることが予想されます。安全・安心な町にしていくために、街路灯、防犯灯、安全灯など、どういった性格のものをどこに設置していくのか、町で負担すべき電気代はどうあるべきか、そんな検討に加えて、各受益の地域における電気代の一部負担等について御理解を得ること等々、街路灯の設置について、将来のグランドデザインといいますか、町の中でも街路灯設置の方向性というものを関係者の間でもう一度よく検討を重ねて、これは早急に結論を出すようにしてまいりたいと、そんなふう考えております。

いずれにしても、安全・安心な町をつくるという思いは共有いたしておりますので、それがきちっと実現できるような方策を関係者で協議をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上で、浅野常夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

1点目の商業対策についての答弁をいただきました。これからも地元優先という形で取り組むということをお願いいたしましたので、ぜひともそれは要望としてお願いをしておきます。

次に街路灯の方ですが、LEDの器具は少し高いとは聞いております。電気代も3分の1ほどと、また寿命は10年ほどもつと言われてはいますが、今の街路灯との差額、何年ほどでそれがチャラになるのかということをもた計算しながら、順次それにかえていかれると思いますが、何年ほどでそのすべてがかえられるのか、またそんな気持ちは持つてみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長（岩津英雄君）

現在、町長答弁の中に申し上げました数があるんでございますが、30年以上経過して

いるものが4割ほどあるということでございます。この4割、200足らずですけれども、これを順次かえていくとするならば、それに対するお金が必要でございます。そのお金が確保されるならば、例えば1年に20基ずつ更新していくとすると10年はかかると、このように思っておりますし、10年たてば、また30年を超えるものが出てきます。10年以上は確実にかかると、そのように予想しております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長(北島 登君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

今、電気代が200万ほどかかると聞いております。正式にはまだ話は伺っておりませんが、区の方で半分ぐらいは何とか助けてくれというみたいなことを言われておりますが、その半分助けたときに、そのLEDの器具にかえていくのは、やっぱり少しは年数は短くなるかと思いますが、それも計算されたでしょうか。

○議長(北島 登君)

産業課長 岩津英雄君。

○産業課長(岩津英雄君)

その200万円に上る電気代といいますものは、商工会へ設置・管理を委託するようになりましたのが平成元年でございます。平成元年以降に設置されたものが248あります。30年にはまだ到達しておりません。よって、この電気代は何年後に少なくなるかわかりませんが、当分の間はこのような電気代の請求が続くというふうに考えております。決して減るといふふうには考えておりません。

30年以上たっているものは区が所有しているもの及び個人が所有しているもの、これらが対象となってまいりますので、町が商工会へ委託している街路灯については、まだ当分の間は、電気代はこのまま推移するというふうに考えております。以上です。

○議長(北島 登君)

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時25分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長(北島 登君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北島 登君)

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第4、議第49号、議第50号、議第53号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成23年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月12日午前10時45分より、協議会室にて、欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について、当委員会分を議題とし、参事より給与関係について一括して説明を受けました。

説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、終結しました。

次に、総務課所管分について参事より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、南波集会場の建設費は幾らかの質問に対し、3,540万円で、そのうち1,500万円が財団法人自治総合センターから補助されるとのことでした。

消防団員等公務災害補償共済掛金の増額の内訳はの質問に対し、東日本大震災の関係で1人当たり1,900円であったものが今年度限り2万4,700円になり、差額2万2,800円を団員97人で積算したものととのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定についてを議題とし、参事より説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、この排除条例の制定意義はの質問に対し、住民・地方自治体・関係機関が連携し、情報を共有しながら暴力団の活動を抑止するための条例であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果を報告を申し上げ、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、暴力団排除条例についての質疑が簡単なことしか言われなかった。私、かなりこの条例に対して問題点などを指摘したつもりでありますけれども、そのことに一切触れていない、委員長報告の中に、どうしてそれを委員長報告に入れなかったんでしょうか。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

今の質問であります、いろいろ委員会で議論したと思います。それで、これでみんな一緒に採決してもらっておりますので、それでいいと思います。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

私、この暴力団排除条例については、精神的にはいいかもしれませんが、実効性に乏しいものだというを指摘してきております。何ら問題なくこの条例が全会一致で可決したというような実績を私は残したくない。それなら、私はもっと実効性があるものにしていくためにも態度を変更しなければならない。委員長報告のままでは納得できないということです、そのことを申し上げます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

○文教厚生常任委員長（浅野利通君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成23年第4回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、12月12日午前9時30分より、協議会室において欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、自主運行バスの利用者は町内の方かの質問に対し、町内線はほとんどが町内の方であるが、輪之内羽島線や南北線については町外の方の利用もあるとのことでした。

運行収入はどのくらいあるのかの質問に対し、輪之内羽島線では年間で170万円、南北線は61万円、町内線は13万5,000円ほどであるとのことでした。

バスの運賃を無料化してはどうかの質問に対し、近隣のバスも有料であり、コミュニティーバスの100円の負担は大きな負担ではないと考えており、現在のところ運賃の無料化の考えはないとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保健衛生費の職員給与、賃金の減額の内訳はの質問に対し、保健師の育児休業が当初1名から2名にふえたこと、保健師が年度末に2名退職し、それにかわる保健師を2名新規採用したことによる給与差額の減、また臨時職員賃金を3名分予算化していたところ、育児休業者の復帰により1名でよくなったため減額となったとのことでした。

高齢者福祉費の職員給与、賃金の減額の内訳はの質問に対し、郡広域連合への派遣職員が今年度は2名から1名となったためとのことでした。

戻った職員は福祉課に配置されたのかの質問に対し、戻った職員は、人事異動により他の部署に配置されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、脱臭フィルターの値段は幾らで、その中に交換費は含まれるのかの質問に対し、1台につき1万1,200円で、交換費も含まれているとのことでした。

大藪小学校が来年1クラス増とのことですが、将来の見込みはの質問に対して、平成24年度は普通教室11クラス、特別支援教室1クラスの12クラスになり、26年度は普通教室12クラス、特別支援教室1クラスの13クラスになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、カード化する保険証の大きさはの質問に対し、名刺サイズより少し小さいものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成23年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この暴力団排除条例、趣旨としては暴力団を排除するという事は非常に重要なことで、これは進めていかなければならないというふうに思っております。しかし、今回提案されている条例を見ますと、暴力団と認定された者の行為だけを問題にしているということ、あるいは暴力団員であることが前提のそういう暴力行為、あるいは恐喝とか、みかじめ料の請求とか、そういったことも暴力団の構成員であることを条件にした条例になっているということでもあります。非常に限定されておって、これで本当に暴力団排除につながるのかどうか。しかも、暴力団がどこにあって、どういう暴力団がどこに事務所を置いているのかとか、あるいはどういう行動をしようとしているかといったことは、公安委員会の方で恐らくつかんでいると思いますけれども、その情報が全く知らされないというような状況であります。これでは本当に実効ある暴力団排除につながっていくかどうか、非常に疑問であるというふうに思っております。

そういったことから、もっとももっとこういったことが実効あるものに、今後、充実されるということを希望して、賛成します。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設、文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。

平成23年第4回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午前10時44分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月16日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員